

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

1 老人保健制度

[老人保健制度(昭和58年2月1日施行)の概要]

(老人保健制度のねらい)

壮年期からの疾病予防,治療,機能訓練に至る総合的な保健医療サービスの提供を行い,老人医療費を国民が公平に負担する。

(老人保健法に基づく保健事業)

医療等は70歳以上の者及び65歳以上70歳未満の寝たきり老人等が対象となり,医療等以外の保健事業(ヘルス事業)については40歳以上の者(健康保険本人等の職域においてヘルス事業に相当するサービスを受けられる者を除く。)となる。なお,実施主体は市町村である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

1 老人保健制度

[医療等]

国民医療費と老人医療費の推移

国民医療費と老人医療費の推移

年次	国民医療費 (億円)	対前年 度比 (%)	老人医療受 給対象者数 (千人)	対前年 度比 (%)	老人医療費 (億円)	対前年 度比 (%)	1人当たり 老人医療費 (千円)	対前年 度比 (%)
昭和50年度	64,779	20.4	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
55	119,805	9.4	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56	128,709	7.4	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
57	138,659	7.7	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58	145,438	4.9	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59	150,932	3.8	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60	160,159	6.1	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61	170,690	6.6	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62	180,759	5.9	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63	187,554	3.8	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元	197,290	5.2	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2	206,074	4.5	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。
資料：厚生省老人保健福祉局調べ

(一部負担金)

医療を受ける者は保健医療機関等ごとに、次により定額の一部負担金を支払う。平成7年度からは、消費者物価の変動率に応じて改定をする。

一部負担金

	平成4年度	平成5・6年度
外 来	900円/月	1,000円/月
入 院	600円/日	700円/日

ただし、低所得者の入院は1日300円(2か月を限度とし、その後は無料。)である。

(老人医療費の負担)

老人の一部負担を除いた額について、国、都道府県及び市町村の公費負担と医療保険各制度の保険者が共同で拠出する拠出金によって賄われている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

1 老人保健制度

[医療等以外の保健事業]

健康手帳の交付,健康教育,健康相談,健康診査,機能訓練,訪問指導。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

1 老人保健制度

[老人保健施設]

病状安定期にあり入院治療は必要ないが、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする寝たきり老人等に必要な医療ケアと日常生活サービスを併せて提供するとともに、心身の自立を支援し、家庭復帰を目指す施設。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

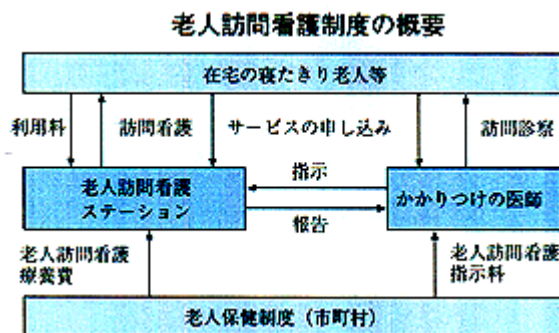
I 老人保健福祉

1 老人保健制度

[老人訪問看護制度]

寝たきりの老人等でかかりつけの医師が必要と認めた者に対して、医師の指示に基づいて老人訪問看護ステーションから看護婦等が家庭に訪問し、介護に重点をおいた看護サービスを提供する。

老人訪問看護制度の概要



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

1 老人保健福祉

2 在宅老人福祉施策

[在宅福祉対策]

高齢者の多くは、身体が不自由になっても住み慣れた地域社会で住み続けることを希望しており、在宅生活の維持向上を支援していく体制がますます必要になってきている。そのため、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に基づき、各種在宅福祉サービスの大幅な拡充が図られている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

1 老人保健福祉

2 在宅老人福祉施策

[在宅福祉対策の分類]

[在宅福祉対策の分類]

在 宅 福 祉 対 策	
要 援 護 老 人 対 策	社 会 活 動 促 進 対 策
ホームヘルプサービス事業 デイサービス事業 ショートステイ事業 在宅高齢者日常生活支援事業 日常生活用具給付等事業 在宅介護支援センター運営事業	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 老人クラブ助成費 全国老人クラブ連合会助成費 高齢者総合相談センター運営事業

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

1 老人保健福祉

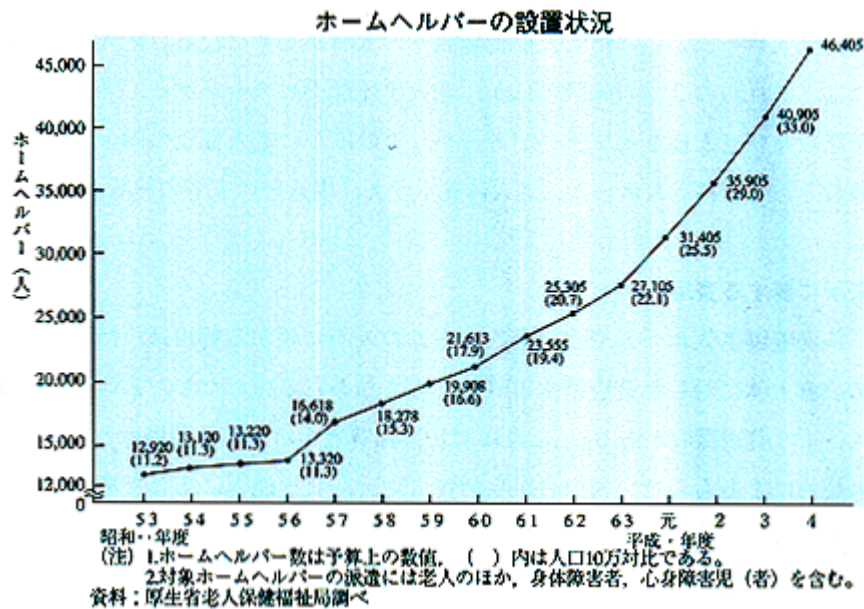
2 在宅老人福祉施策

[主な在宅福祉事業]

(ホームヘルプサービス事業)

市町村が寝たきり老人等の居宅にホームヘルパーを派遣し、食事等の介護、洗濯、清掃等の家事、生活上の相談助言等のサービスを提供する事業。

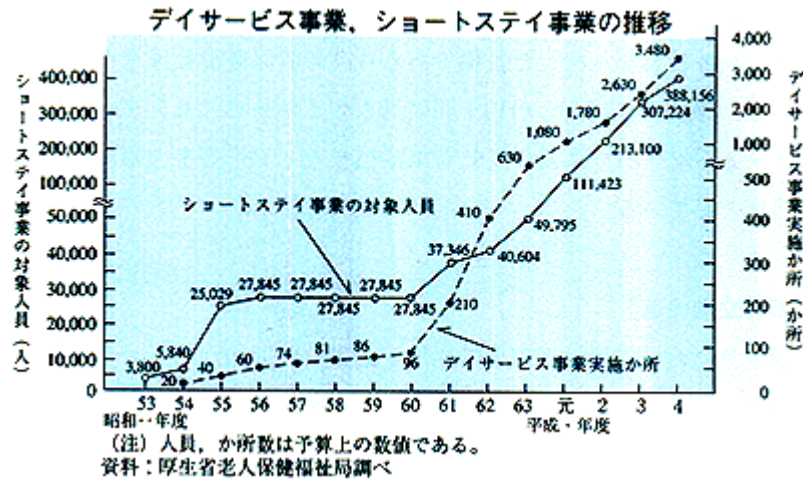
ホームヘルパーの設置状況



(デイサービス事業)

寝たきり老人等を老人デイサービスセンター等までリフトバス等で送迎し,または寝たきり老人等の居宅を訪問し,入浴,食事,日常生活動作訓練等のサービスを提供する事業。

デイサービス事業,ショートステイ事業の推移



(ショートステイ事業)

寝たきり老人等を介護している家族が,急な病気や旅行等によって老人を介護できなくなった時に,特別養護老人ホーム等で老人を一時的に預かり,介護する事業。入所の期間は,原則として7日以内。

(在宅介護支援センター運営事業)

在宅の寝たきり老人等の介護者に対し,在宅介護に関する総合的な相談に応じ,各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように,市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業。在宅介護支援センターは,24時間体制で,特別養護老人ホーム,老人保健施設等に設置されている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

1 老人保健福祉

3 老人福祉施設

[老人福祉施設の種類]

高齢者が寝たきり状態になった場合や家庭事情等のため家族から必要な介護を受けることができない場合には、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームといった老人福祉施設への入所が必要になる。老人福祉施設には、これらの3つの施設のほか、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人福祉センターがあるが、このほかに老人福祉の向上のための施設として有料老人ホーム、老人休養ホーム、老人憩の家等の施設がある。

施設福祉対策

施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入 所 型	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。 * 2,403か所 171,267人
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯か市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。 * 947か所 67,730人
	軽費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。 A型→* 254か所 15,355人、B型→* 38か所 1,808人
	ケアハウス (平成元年度創設)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。 * 14か所 715人
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
	有料老人ホーム	おおむね60歳以上の健康な老人を入所させ、日常生活上の便宜を供与する。 * 244か所 24,276人
	シルバーハウジング	単身高齢者、夫婦のみ高齢者を入居対象者とし、10～30世帯に1人の生活援助員(ライフサポートアドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅。生活指導、相談、一時的な家事援助等のサービスを行う。 (計画策定箇所累計) 平成3年度まで79か所
利 用 型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	過疎地等の高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設。
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。 * 2,080か所
	老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低廉な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設。老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの。 * 4,254か所
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。 * 70か所

(注) 事業の概要欄の*印は、平成3年10月1日現在の施設数・定員数。(ただし、有料老人ホームについては、平成4年7月1日現在の施設数・定員数。)

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

1 老人保健福祉

3 老人福祉施設

[入所に要する費用]

特別養護老人ホームや養護老人ホームの入所に要する費用は、措置費として設置主体に対し都道府県や市町村から支払われる(ただし、入所者等の収入により費用徴収がある)。これに対し、軽費老人ホームは利用者とホーム長の契約によるもので、利用者が生活費に加え、負担能力に応じて事務費を負担し、残りの事務費について都道府県や市町村が負担することになっている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

1 老人保健福祉

3 老人福祉施設

[施設整備]

将来の高齢社会を見据えた目標である「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に基づき,平成2年度からの10年間に老人デイサービスセンター,特別養護老人ホーム,ケアハウス及び高齢者生活福祉センター等を大幅に整備することを目標としている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

1 老人保健福祉

3 老人福祉施設

[都市部の立地促進]

施設対策においては,都市部の立地が進まない問題があり,都市部の立地促進のため,公有地の活用,合築方式等を積極的に推進している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

4 寝たきり・痴呆性老人対策

[寝たきり・痴呆性毛人数]

寝たきり老人は,平成2年で約70万人となっており,65歳以上人口の4.6%を占めている。今後人口の高齢化に伴って大幅に増加し,平成12年には約100万人に達すると推計されている。痴呆性老人は,平成2年で約100万人で65歳以上人口の6.7%となっている。平成12年には65歳以上人口の7.0%と高まり150万人に達し,さらに平成22年には213万人に達するものと推計されている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

4 寝たきり・痴呆性老人対策

[寝たきり老人ゼロ作戦]

「寝たきりは予防できる」という意識を国民の間に浸透させ、21世紀には寝たきり老人の新規発生をなくすことを目標として掲げ、脳卒中等の寝たきりの原因となる病気の予防、適切なりハビリテーションの提供、在宅の保健、医療、福祉サービスを円滑に提供する情報網(脳卒中情報システム)の整備等を内容とする「寝たきり老人ゼロ作戦」を展開している。

要介護老人数等の見通し(概数)

要介護老人数等の見通し (概数)

(単位：万人)

年次	65歳以上人口	寝たきり老人数	老人保健施設	福祉サービス等	老人入院患者数のうち長期入院患者数
昭61(1986)年度	1,300	60	—	35	25
平 2(1990)	1,500	70程度	5程度	40程度	25程度
7(1995)	1,800	85程度	15～17程度	49～51程度	18～20程度
12(2000)	2,100	100程度	26～30程度	57～61程度	10～14程度

(注) 1. 福祉サービスには、在宅福祉対策(デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス等)、特別養護老人ホーム、ヘルス事業等を含む。
 2. 長期入院患者は、入院期間6カ月以上の者としている。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「昭和61年国民生活基礎調査」「昭和61年社会福祉施設調査」等から推計

第2編

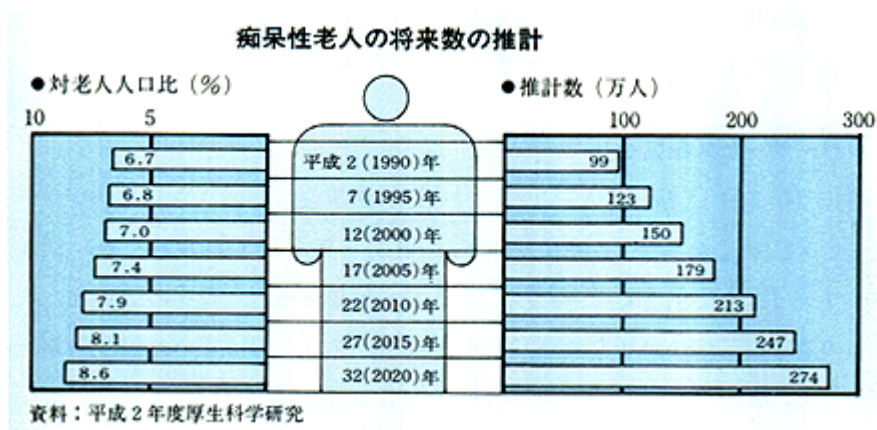
第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

4 寝たきり・痴呆性老人対策 [痴呆の原因と予防]

我が国では老年痴呆(アルツハイマー型痴呆)に比べて脳血管性痴呆が多く,脳血管性痴呆については,発生予防が期待できることから,老人保健法による保健事業の一環として脳卒中等成人病予防のための健康教育や健康診査が全国各地の市町村で実施されている。

痴呆性老人の将来数の推計



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

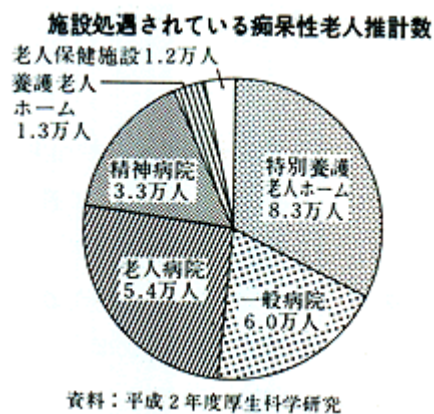
I 老人保健福祉

4 寝たきり・痴呆性老人対策

[痴呆性老人対策]

深刻化する痴呆性老人問題に対処するため、在宅介護家族への支援強化、発生予防・治療に関する研究の推進、専門診断体制及び緊急時医療対策の整備、専門病棟等の施設対策の充実を図ることとしている。

施設処遇されている痴呆性老人指指数



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅰ 老人保健福祉

5 シルバーサービス・生きがい対策

シルバーサービス事業者数

シルバーサービス事業者数

(平成4年10月1日現在)

サービスの種類	事業者(施設)数<シルバーマーク事業者数>
在宅介護サービス	全国在宅介護事業者協議会加盟 58<24>
在宅入浴サービス	全国入浴福祉事業者協議会加盟 60<33>
介護用品・介護機器 レンタルサービス	全国介護用品・介護機器レンタル事業者協議会加盟 72<74>
有料老人ホーム	244<16>(他に来年度開設予定の2施設がマーク取得済)

(注) 有料老人ホームについては、平成4年7月1日現在。

資料：厚生省老人保健福祉局調べ

シルバーサービスの具体例

シルバーサービスの具体例

サービスの種類	内 容
住宅関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○有料老人ホーム ○ケア付住宅 ○高齢者に配慮されたまちづくり
介護関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス事業 ・入浴サービス ・給食サービス ○ショートステイ事業 ○デイサービス事業
福祉機器関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護機器 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ付ベッド ・ギャジベッド ・車椅子 ・特殊尿器 ・体位変換器 ・入浴担架 ○介護用品 <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・寝たきり老人用衣料 ・特殊マット ○高齢者向け通報システム <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーホン ・ひとり暮らし緊急通報システム
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者スポーツ ○高齢者教養講座

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

5 シルバーサービス・生きがい対策

[シルバーサービス]

高齢者を対象として、民間事業者が市場原理に基づき財やサービスを提供するシルバーサービスが多く出現してきている。その分野は幅広く、住宅関連サービス、介護関連サービス、福祉機器関連サービスなどがある。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

5 シルバーサービス・生きがい対策

[シルバーサービスの質的向上]

シルバーサービスの健全育成のため、民間事業者の創造性、効率性を損なわず、かつ良質なサービスが提供されるよう国、地方を通ずる行政による適切な指導を行っている。サービス供給者である民間事業者においても、サービスの質の向上を目指して自主的に取り組んでいる。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I 老人保健福祉

5 シルバーサービス・生きがい対策

[シルバーサービス振興会]

昭和62年3月、「社団法人シルバーサービス振興会」が設立され、シルバーサービス振興会の会員(208社(団体),平成4年7月1日現在)が、シルバーサービスを提供するにあたって遵守すべき基本理念、表示の適正化、法令等の遵守、苦情の適切な処理、禁止事項などを自主的に定めた倫理綱領を策定した。また良質なサービスを提供する事業者に対しマークを付与するシルバーマーク制度も実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅰ 老人保健福祉

5 シルバーサービス・生きがい対策 [高齢者の生きがいづくり]

平成元年度に「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を創設し、「(財)長寿社会開発センター」,及び「明るい長寿社会づくり推進機構」により,高齢者の社会活動についての国民の啓発,高齢者のスポーツ活動,健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり,高齢者の社会活動(ボランティア活動等)の振興のための指導者等の育成事業の推進を行うほか,市町村において高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業を実施している。
